

## 浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、積極的な事業活動を実施する市内の中小企業者等に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、各分野における事業者の競争力を強化し、産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 産業財産権 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。
- (3) HACCP 食品の製造及び加工の工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（市税を滞納している者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者及び宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体を除く。以下「対象企業」という。）とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
- (2) 市内に主たる事務所又は事業所を有する団体であって、現に経済活動を行い、又は行おうとする団体及び継続的に雇用が見込める団体（NPO法人、社会福祉法人、農事組合法人 等）
- (3) 構成員の3分の2以上が前2号に規定する者から成る団体

(補助対象支援事業)

第4条 補助の対象となる支援事業(以下「補助対象支援事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商品研究開発事業  
新商品の開発又は既存商品の改良を行う事業
- (2) 産業財産権取得事業  
事業化を目的として産業財産権を取得する事業
- (3) HACCP等導入事業  
HACCP等の衛生管理の取り組み必要となる機械、装置、器具及び備品(以下「機械等」という。)の整備を行う事業
- (4) 販路開拓事業  
販路開拓を目的とした展示会等への出店を行う事業及び新たな顧客獲得を目的としたPR等を図る事業
- (5) 職場環境整備事業  
労働生産性向上を目的とした機械等の整備を行う事業
- (6) 人材育成事業  
事業活動に係る資格若しくは技能又は技術力等の向上に資する事業
- (7) 連携等プロジェクト事業  
複数の中小企業者等で構成するグループの連携、共同化又は協業化に資する事業

(補助金額等)

第5条 補助対象支援事業の支援対象経費、支援金額及び支援上限額は、別表のとおりとし、補助金額の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会頭が別に定める期日までに、会頭に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税完納証明書

(交付決定)

第7条 会頭は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交

付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、会頭に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 収支を証する書類の写し

（交付額の確定等）

第 9 条 会頭は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求等）

第 10 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付請求書（様式第 5 号）に会頭が必要と認める書類を添えて、会頭に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象支援事業	支援対象経費	支援金額	支援限度額
商品研究開発事業	研究開発費用(原材料費、機械等装置費、外注費、技術指導受入費及び共同研究費)、市場動向調査費用(専門家謝金、旅費、委託費)、デザイン購入費及び消耗品費	支援対象経費の1/2以内の額	30万円
産業財産権取得事業	専門家委託費、出願費用、先行技術調査費、特許料及び登録料	支援対象経費の1/2以内の額	20万円
H A C C P等導入事業	機械等装置費、備品購入費、専門家委託費、設計費、工事費、運搬費及び審査登録料	支援対象経費の1/2以内の額	30万円
販路開拓事業	出展料、物品リース料、外注費、旅費及び運搬費	支援対象経費の1/2以内の額	20万円
職場環境整備事業	機械等装置費、備品購入費、設計費、工事費及び運搬費	支援対象経費の1/2以内の額	30万円
人材育成事業	受験料、研修等受講料及び旅費	支援対象経費の1/2以内の額	10万円
連携等プロジェクト事業	専門家派遣費用(謝金及び旅費)、新聞図書費、印刷製本費、会場使用料、視察費用(謝金及び旅費)及び登記費用	支援対象経費の1/2以内の額	20万円

## 備考

- 1 支援対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 2 支援対象経費は、当該経費に対し他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の交付に係る補助対象経費の額を除いた部分に限るものとする。

- 3 支援金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 原則として補助金交付決定以前に着手した経費は補助対象外とする。ただし、販路開拓事業、人材育成事業に係る申請期限等のやむを得ない理由から補助金交付決定前に事業着手し、事業着手直後の審査会までに申請した場合、その経費も補助対象とする。

年 月 日

浜田商工会議所会頭 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名 ⑩

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付申請書

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助対象事業（該当する項目の□にレ印を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 商品研究開発事業	<input type="checkbox"/> 産業財産権取得事業
<input type="checkbox"/> HACCP等導入事業	<input type="checkbox"/> 販路開拓事業
<input type="checkbox"/> 職場環境整備事業	<input type="checkbox"/> 人材育成事業
<input type="checkbox"/> 連携等プロジェクト事業	
- 2 事業の概要
- 3 補助対象経費（税抜） 円
- 4 事業費の総額 円
- 5 補助金交付申請額 円
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 市税完納証明書

様式第 2 号（第 7 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田商工会議所会頭



活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付金額 円
- 3 交付時期
- 4 交付条件

（却下理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜田商工会議所会頭 様

所在地

名称

代表者名

㊤

活力あるもの・ひとづくり支援事業実績報告書

年 月 日付け浜田商工会議所指令 第 号をもって交付決定のあった活力あるもの・ひとづくり支援事業の実績について、下記のとおり浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助対象経費決算額（税抜） 円
- 4 事業費決算額 円
- 5 補助金の交付決定通知額 円
- 6 補助金の既交付額 円
- 7 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 収支を証する書類の写し

様式第 4 号（第 9 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田商工会議所会頭



活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 補助対象事業の名称         |   |
| 2 | 補助金の交付決定通知額       | 円 |
| 3 | 補助事業の対象経費の精算額     | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額         | 円 |
|   | （交付決定通知額）－（交付確定額） | 円 |

様式第 5 号（第 10 条関係）

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付請求書

一 金							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田商工会議所指令 第 号をもって交付決定通知（確定通知）のあった補助金

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田商工会議所会頭 様

所在地  
 名称  
 代表者名 ㊟

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金 融 機 関 名	
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預 金 種 目	1 普通    2 当座    3 その他（                      ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ